

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和1年5月9日(2019.5.9)

【公開番号】特開2017-199466(P2017-199466A)

【公開日】平成29年11月2日(2017.11.2)

【年通号数】公開・登録公報2017-042

【出願番号】特願2016-87201(P2016-87201)

【国際特許分類】

H 01 R 13/639 (2006.01)

H 01 R 13/648 (2006.01)

H 01 R 12/79 (2011.01)

【F I】

H 01 R 13/639 Z

H 01 R 13/648

H 01 R 12/79

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月1日(2019.4.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

配線基板に接続されるコネクタ本体部に相手コネクタが嵌合されるものであって、待機位置から作用位置まで回動操作された嵌合保持部材により前記相手コネクタが嵌合状態に維持される構成になされた電気コネクタにおいて、

前記嵌合保持部材は、前記コネクタ本体部に回動可能に設けられ、前記作用位置に回動操作されたときに前記相手コネクタに対して係合した状態に維持される構成になされていることを特徴とする電気コネクタ。

【請求項2】

前記嵌合保持部材が、板状又は棒状の形状を有していることを特徴とする請求項1記載の電気コネクタ。

【請求項3】

前記嵌合保持部材が、当該嵌合保持部材の回動半径方向において前記相手コネクタの最外郭面に係合される構成になされていることを特徴とする請求項1記載の電気コネクタ。

【請求項4】

前記相手コネクタの最外郭面は、当該相手コネクタの嵌合方向に対して略直交する面であることを特徴とする請求項3記載の電気コネクタ。

【請求項5】

絶縁ハウジングを覆う導電性シェルが、前記配線基板に接続される基板接続部を備えたものであって、

前記嵌合保持部材は、前記導電性シェルの前記基板接続部の近傍に回動可能に取り付けられていることを特徴とする請求項1記載の電気コネクタ。

【請求項6】

請求項1乃至5のいずれかに記載の電気コネクタと、当該電気コネクタに嵌合される相手コネクタと、を備えたことを特徴とする電気コネクタ装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

上記目的を達成するため請求項1にかかる発明においては、配線基板に接続されるコネクタ本体部に相手コネクタが嵌合されるものであって、待機位置から作用位置まで回動操作された嵌合保持部材により前記相手コネクタが嵌合状態に維持される構成になされた電気コネクタにおいて、前記嵌合保持部材は、前記コネクタ本体部に回動可能に設けられ、前記作用位置に回動操作されたときに前記相手コネクタに対して係合した状態に維持される構成が採用されている。